

静岡県立大学麻薬・向精神薬等管理委員会規程

平成30年9月5日 規程第180号

改正 令和2年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学(以下「本学」という。)における麻薬・向精神薬等の適切かつ安全な管理を行うため、静岡県立大学学則第22条第1項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学麻薬・向精神薬等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる物質を所掌する。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
- (2) 大麻取締法に規定する大麻
- (3) 覚せい剤取締法に規定する覚醒剤
- (4) あへん法に規定するあへん及びけしがら
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する指定薬物

2 委員会は、前項に規定される物質の、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 使用、保管、管理に関すること。
- (2) 学内規程等の制定、改廃に関すること。
- (3) 規程等の学内への周知に関すること。
- (4) 業務従事者の教育訓練等の企画に関すること。
- (5) その他前項に規定される物質に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 薬学部、食品栄養科学部、看護学部及び短期大学の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者各1人
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第4条による麻薬取扱者の免許を持った者1人
- (3) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第5条による大麻取扱者の免許を持った者1人
- (4) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第5条による覚せい剤研究者の指定を受けた者1人
- (5) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (6) その他学長が指名する者

2 前項第2号から第4号の資格を有する者がいない場合には、該当の委員を選任しないことができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。